

議事日程第 1 号

令和 7 年 第 1 回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和 7 年 3 月 3 日 (月)
午前 10 時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告
1) 事務報告
2) 監査の結果報告
3) 陳情の受理等報告

日程第 4 行政報告
1) 町長行政一般の事務報告

日程第 5 議案第 10 号 令和 6 年度錦江町一般会計補正予算 (第 10 号) について
(町 長 提 出)

日程第 6 議案第 11 号 令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 5 号) について
(同 上)

日程第 7 議案第 12 号 令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 3 号) について
(同 上)

日程第 8 議案第 13 号 令和 6 年度錦江町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計
補正予算 (第 4 号) について
(同 上)

日程第 9 議案第 14 号 令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
について
(同 上)

日程第 10 議案第 15 号 令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
(同 上)

日程第 11 議案第 16 号 錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例について
(同 上)

日程第12 議案第17号 錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
(町 長 提 出)

(日程第11 議案第16号及び日程第12 議案第17号を一括上程)

日程第13 議案第18号 錦江町監査委員条例等の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第14 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例について
(同 上)

日程第15 議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について
(同 上)

日程第16 議案第21号 錦江町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する
条例について
(同 上)

日程第17 議案第22号 錦江町はり、きゅう等施設利用条例の一部を改正する
条例について
(同 上)

日程第18 議案第23号 錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)

日程第19 議案第24号 錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)

日程第20 議案第25号 錦江町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例について
(同 上)

日程第21 議案第26号 錦江町文化振興基金条例について
(同 上)

日程第22 議案第27号 令和7年度錦江町一般会計予算について
(同 上)

日程第23 議案第28号 令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

日程第24 議案第29号 令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

- 日程第25 議案第30号 令和7年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第26 議案第31号 令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計予算について
（同上）
- 日程第27 議案第32号 令和7年度錦江町水道事業特別会計予算について
（同上）
- 日程第28 議案第33号 令和7年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
（同上）
- （ 日程第22 議案第27号から 日程第28 議案第33号までを一括上程、
提案理由を含めて町長の施政方針について説明、総括質疑のあと、
予算審査特別委員会へ付託 ）

散 会

令和7年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年3月3日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
欠席議員	11番	中野徳義	

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	中島裕二	観光交流課長	木下勝幸
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	上吹越寿次
介護福祉課長	笹貫新一郎	政策企画課 病院再整備対策監	畠中成久
健康保険課長	宮園守	教育課長	白井寿子
住民税務課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	坂口美智代
会計課長	藤崎みずえ	総務課財政管係長	今村学
建設課長	船迫修一	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	池之上和隆		

令和 7 年 第 1 回 錦江町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○笹原議長	皆さんおはようございます。ただいまから令和 7 年第 1 回錦江町議会定例会を開会します。 ここで、欠席届につきまして、6 番染川議員、11 番中野議員、2 名から本会議欠席の届出がありました。報告いたします。 これから本日の会議を開きます。
	（日程報告）
○笹原議長	本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、1 番、久保議員、2 番、久本議員を指名します。
	日程第 2 会期日程の件
○笹原議長	日程第 2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 17 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 19 日までの 17 日間に決定しました。
	日程第 3 諸般の報告
○笹原議長	日程第 3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。 次に、監査委員から、令和 6 年 12 月 20 日、令和 7 年 1 月 21 日、2 月 19 日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。 次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりとしましたので報告します。これで諸般の報告を終わります。
	日程第 4 行政報告
○笹原議長	日程第 4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。3月議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 11月25日から2月22日までの主な活動についてご報告申し上げます。 12月1日は錦江町町制施行20周年記念ハートフルコンサートを開催し、文化センターが満席となる盛況でした。この事業は宝くじ収益金からご支援をいただき実現できたもので、渡辺真知子さん、秋川雅史さん、そしてN響団友ポップスオーケストラの皆さんの心温まるコンサートとなり、ご来場いただいた皆さんからも素敵な音楽を生で聞くことができたとの多くの感想をいただきました。 12月15日は、大原小学校での大原スクールマーケットにお伺いしました。当日は500人を超える来場者があったようですが、このイベントの基本的な考え方は「ピリオドから始まる未来」でした。閉校後もこのような活用がされ、大原地域の皆さんの拠り所となることを期待しています。 12月22日は、田代支所3階旧議会議事堂を改修し、交流と文化振興の拠点とする多目的ホールを整備したため、ジョイサウンズを中心とした音楽愛好者の皆さんにこけら落としコンサートを開催していただきました。当日は、会場の100席がほぼ満席となり、根占太鼓楠龍さんやハーモニーカクラブロマン、コール錦江、コールみなみん、そしてジョイサウンズの皆さんの演奏や合唱を披露していただきました。 1月11日から13日は錦江町ローカルベンチャースクールの一次合宿を開催しました。ローカルベンチャースクールは、錦江町の地域おこし協力隊制度を活用し、事業の自立を応援するもので、支援対象は町外の方にはなりますが、町内で起業しながら頑張っている方々の経営支援も併せて行っているものです。町内外から8人の方が自分の挑戦を通してどんな人生を歩いていきたいかを顕在化させる合宿にご参加くださり、事業化に向けてのプランや資金計画など、牧代表を初めとしたエーゼログループの皆さんや鹿児島総合信用金庫さんなど、多くの事業を立ち上げた経営者や起業家をサポートされている方々をメンターに迎え、繰り返しのメンタリングを行っていただきました。参加された方々の事業プランがしっかりと実現できるよう、これからも応援していきたいと思います。 1月17日は、鹿児島県の特定期域づくり事業協同組合の視察研修が当町で開催されたため、組合設立に至った経緯や今後の目指す姿についてお話をさせていただきました。県内各地から約50人の方々がご来訪いただきましたが、同じ人口急減地域である当町での取組が参考になれば幸いです。 1月18日は宿利原地区の大根やぐらライトアップにお伺いしました。今

	年は1月開催となりましたが、午後4時からの漬け物用加工大根の販売に長蛇の列ができ、大根やぐらのライトアップの幻想的な光景に加え、宿利原地区の長年の地域資源が磨き上げていることを再認識いたしました。 1月19日は、錦江湾横断道路建設推進総決起大会が、南栄リース桜島アリーナで開催され、出席いたしました。令和3年6月に策定された県かごしま新広域道路交通ビジョン等で、起点と終点が未定の構想路線として位置づけられているため、早期事業化を目指し、大隅半島の議会関係者をはじめ多くの皆さんが参加されていました。今後も、同協議会と連携しながら、一日でも早く実施路線となるよう要望をしていきたいと思います。 2月1日は、垂水市で開催された令和6年度大隅植樹祭に出席しました。再造林や間伐材等の森林整備推進、木材産業の稼ぐ力の向上、特用林産物の生産拡大など、未来につなぐ森林づくり推進に向けた大会スローガンの採択や河津桜の植樹も行われました。来年度は、錦江町でこの植樹祭が開催されるため、昨年から取組始めた小学生どんぐりプロジェクトで育成されたシイの木も植林できればと思います。 2月8日は、大原小学校の閉校式を実施しました。創立138年という歴史を閉じる大原小学校の閉校式には7人の在校生、教職員、そして200人を超える保護者や卒業生、地域の皆さんにご出席いただきました。 2月9日は、認知症とともに生きるまち大賞受賞に係る感謝状贈呈式及び受賞記念特別講演会を開催しました。令和3年度から進めてきた認知症フレンドリーな錦江町づくりの取組がNHKとNHK厚生文化事業団主催の第8回認知症とともに生きるまち大賞を受賞したことから、私どもと一緒に取り組んでいただいている町内の事業者や小学校、認定こども園、そして町民有志の皆さんへ感謝状を贈呈するとともに、福祉ジャーナリストの町永俊雄さんのご講演をいただきました。これからも地道な取組を進めてまいりたいと思います。 2月10日は、錦江町に関心を寄せてくださる企業さんと直接の対話を通して、錦江町で実現してみたいアイデアをご提案いただき、関係性をさらに強化するため、錦江町共創ミーティングを東京で開催いたしました。錦江町のビジョンや注力しているテーマについて、冒頭、私からプレゼンテーションをさせていただき、企業の皆さんが錦江町でどのような事業を具現化できるのかを考えていただく機会となりました。当日は2社の企業さんにご出席いただき、事業のご提案をいただきましたので、谷川政策参与に同席いただき、施策の実現性について意見交換をいたしました。 2月12日から、宿利原地区を皮切りに、第3次錦江町総合振興計画の素案についてのまちづくり懇談会をスタートさせました。今回の計画案につい
--	---

	て私から説明させていただいた後、町民の皆さんとの意見交換となりますが、学校跡地の活用や空き家、担い手不足対策、道路環境など、幅広くご意見をいただいておりますので、今回の計画でしっかりと対応できるようにしていきたいと思います。 2月16日は、池田小学校の閉校式を実施しました。創立146年という歴史を閉じる池田小学校の閉校式には10人の在校生、教職員、そして200人を超える保護者や卒業生、地域の皆さんにご出席いただきました。 2月18日は、畜産農家の皆さんと代謝プロファイルテストの報告会を開催いたしました。錦江町の農業産出額約130億円のうち約100億円を畜産業が占めており、その中でも中核となっている和牛生産農家を対象に、牛の血液検査を実施し、見かけ上では発見できない僅かな代謝の乱れを観察しながら、飼養管理の改善につなげていく実証事業の報告会となっております。この実証事業に協力いただいている獣医師にお越しいたき、6事業者のデータをサンプルとして、飼養管理改善のための質疑応答をさせていただきました。データに基づいた畜産経営を進め、少しでも生産農家の皆さんが可処分所得が向上するように、さらに実証実験を進めていきたいと思います。 2月21日は、錦江町ツーリズム協議会主催の「錦江町よかところ発見モニターツアー」に鹿児島市から13人の方々がご参加いただきましたので、定期航路フェリーなんきゅうが接岸する鹿屋港に歓迎のお出迎えにお伺いしました。協議会のツアーガイドお2人のご案内で、町内のふる里館やにしきの里での買い物、うんめもんの会でのけせん団子とこんにゃくづくり体験、花瀬ワイナリー見学、花瀬公園の散策など行っていただくためのモニターツアーでした。参加者の皆さんの率直なご意見をいただきながら、今後の錦江町の魅力発信に努めていきたいと思います。 以上、主な活動計画についてご報告させていただきます。これで行政報告を終わります。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 議案第10号
○笹原議長	日程第5、議案第10号、令和6年度錦江町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第10号、令和6年度錦江町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、補正総額は1億4,488万3千円の減額で、累計は86億1,303万5千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、肝属郡医師会立病院整備基金の元金積立てを1億6,848万円、並びに子どものための教育保育給付費を3,858万9千円それぞれ増額するとともに、農業用施設災害復旧工事費を2千万1千円、並びに神川大滝公園らせん階段解体整備工事費を1,710万円、それぞれ減額するものでございます。また、歳入につきましては、農業用施設災害復旧費県負担金を2,286万3千円、並びに企業版ふるさと納税を699万9千円、それぞれ増額するとともに、肝属郡医師会立病院再整備基金繰入金を4,003万9千円、並びに農林水産施設に係る現年発生補助災害復旧事業債を4,410万円、それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款町税から、21款町債までと、歳出1款議会費から12款公債費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田議員。
○7番 池田議員	観光費、神川大滝公園のらせん階段解体工事ですが、先ほど町長の話もありましたけども、よそから来られた人たちがですね、あそこの神川の大滝を下から見ると、やっぱり上から見たいという意見がございまして、バス会社とかそういう運転手にお尋ねしましたところ、あそこの青山荘から入ってくるあそこの途中の木がですね、枝があったらマイクロバスに当たるものですから、そこまで行けないということでしたので、私は自家用車なんかで人を案内するときは、下からと上からとしますが、特に与論町なんかから来たらですね、とても感動されますので、ぜひ上からの観光案内道路をですね、マイクロバスに枝がかからないような方法はとっていただきたいと思います。あそこはもうとても観光名所になると思いますので、虹のかけ橋ですか。はい。今後、検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり、ちょっと道路幅が狭い関係もあって、支障木が出ているというのは確認をしておりますので、今後どういう形で、観光客を吊り橋の方向に誘導していくのかはちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越議員。
○8 番 川越議員	民生費ですが、民生費の社会福祉費の老人福祉費のところ、よろしいでしょうか。要支援者の個別避難計画実態調査事業というのが、記載がされ、予算が組んでございます。この予算については、非常に微々たるもので6万円の予算に今回4万円減になってその後2万円残っているわけです。 昨今、地震とか台風とか豪雨とかいうような形の中では、要支援者が個別的に避難をされるということは非常に困難を極めているところですが、この2万円についてはどのような調査をされるのでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	はい。川越議員のご質問にお答えいたします。今の2万円に関しては、居宅事業所の町内の方々に協力いただきながら、調査を更新に基づいて行っただきます。減額した分につきましては、障害の方々、そのほかの方々については、事業所がもう独自にやっていたので、もう謝金は要らないというところで減額してあります。調査できるところは職員で対応しているところも、包括のほうで対応しているところもございます。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越議員。
○8 番 川越議員	それでは少し関連しますが、介護施設のですよ、避難計画というのは、町は直接には関与されないかもしれませんが、確認はしていらっしゃいますか。どういうふうな形で、介護施設等が避難をさせるかというようなことは、町のほうでは確認はしていらっしゃるということでいいですか。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	今、実態調査の部分はですね、在宅で要支援者の避難計画に基づいて、居宅事業所の支援員の方に更新のための調査を定期的に行っただいているというところで、介護事業所の避難につきましては、今のところ、うちの

	ほうでは具体的な計画っていうのは事業者には確認はとっておりません。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越議員。
○8 番 川越議員	このよう要介護5の個別の避難計画というのは、地震とか台風とかいうような、在宅の方たちが避難をするような計画ですよね。非常にこれから重要な問題だろうと思いますですから、この点については、これからも計画書を作っていかれるんだと思うんですが、緻密にお願いをしたいというふうに思います。それから施設についてもですね、施設は施設の単独のものがあるかもしれませんが、やはり行政あたりも把握をしていらっしゃる必要があるように感じますので、その点よろしくをお願いします。 それからもう1点ですが、6款農業水産費のですよ、農福連携の導入支援事業というのがあるわけですが、これについては予算で云々ということではなく、今回NPO法人のたがやすの山中さんが転居されるというような話も聞いておりますが、この事業は彼が不在であっても続けていかれるという実態でしょうか。今後どのような対応されるのかなあと聞いて聞きました。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	産業振興課長に答弁させます。
○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	農福連携事業につきましては、NPO法人たがやすのほうで、大隅の農福連携の事務局を担っております。その関係で彼らと連携して講師の派遣等をいただきながら、農福連携についての勉強会等々進めてきたところでございます。引き続き、たがやすのほうで事務局を来年度以降も担うということで聞いておりますので、引き続きその団体との連携は続けていきながら、また、農福なんですけど、福祉領域には様々な対象の方もいらっしゃるので、町としてもですね、その方々の活躍の場っていうのを農業として実現していく方法を引き続き検討、考えていきたいというふうに考えております。
○笹原議長	3 回目でした。もう3回終わりましたので、すいません。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	次に、1 番、久保議員。

○1 番 久保議員	複数点、質問させていただきたいと思います。まず、25 ページ総務費総務管理費の基金に関してでございます。今年度も、やはり肝属郡医師会立整備基金への1億6,800万と巨額な積立てがございますが、他方で他の基金に關しまして、ほぼ全てが減額補正、若干の増もあるかと思うんですけども、そのような中でやはりちょっと先般話題にもなっております、やはりその町有施設というのが今後ですね改修維持等必要になるのですが、そういった基金への今回積立はなさらないのかというのが1点目です。 続きまして、予算書32 ページ民生費の扶助費のところ です。相乗りタクシー助成利用助成の減額補正が300 万余りということですが、ちょっと今年度の利用実態実績はどうであったか教えていただければと思います。続きまして、33 ページの障害者福祉費のほうで、償還金利子及び割引料で国庫支出の返納関係があつて、返納した分を充当一般財源というふうな説明があるのですが、ちょっとここも詳しく教えていただければと思います。 続きまして、34 ページの民生費、児童福祉総務費でございます。委託料で学童保育事業委託かと思うんですが、基準改定でちょっとこちらも変動があったということですが、ちょっとどのような内容だったのか教えていただければと思います。続きまして37 ページ衛生費でございますが、18 節の負担金補助交付金ですね、「お誕生おめでとう事業」とか「出産・子育て応援事業」ですが、こちらも100 万減額補正ですが、ちょっとこちらも同様に実績を教えていただければと思います。 次が、39 ページから40 ページの農林水産業費の農業振興費で幾つか事業がございますが、40 ページです、すいません。委託料土壌活性化共同委託、今年で2 年目かと思うんですが、こちらでもですね実績を教えていただきたいのと、負担金補助金の下段のほうで、次世代人材投資事業関連があるかと思ひます。新規就農育成総合対策補助事業もですね、こちらも併せて実績を教へていただきたいと思ひます。 続きまして、46 ページでございます。商工費の工事請負費で花瀬でんしろう関連です。今、工事を実施してる事業者とも話をいただいて、繰越しをされての恐らく工事になるかと思ひますが、やはりこの資材調達等がですね、大変苦慮しているというふうな話を伺っているのですが、このですね経過といひますか、概要を教へていただければと思ひます。 そして、最後が50 ページの消防費です。非常消防費でございます。昨日もちよつと訓練に参加させていただいて、また、懇親会などでもいろいろ話題に上ったんですけども、今回非常消防費で報酬が950 万余りの減額補正でありまして、他方でやはりその団員の確保といひるか、実際の稼働率等もですね、やはり年々下がつてきております。そのような中で、分団の皆さんとし
----------------------	---

	ても、こういった報酬でありますとか待遇の改善ってのは望まれているところで、その考え方といいますか、こういったこの経緯だったのかということと、あと、やはり備品としてもですね、無線を訓練で使うんですが、昨日、数百mホースをポンプ車も連結しての作業だったんですけど、やはりこの無線が複数台、それこそ各小隊というか部長ごとに持ってないとですね、連携が非常に難しくて、もういちいちその数百m、誰か団員が走って往復しての伝達となるのでこの無線の拡充と、ホースですね、これもやはりチェックをすると、例えばそのケースごと割れてたりとか、そういった場所もあったりするので、そういったところに関してこの非常消防費でそういった充当はちょっとできないのか、できなかったのか、ちょっとすいません複数点ありますが、よろしくお願いいたします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。まず、1番目の町有施設整備基金の考え方、今後の見込みですけれども、最終的には今決算を締める段階でのですね、留保分について、町有施設整備基金への積立というのも検討しております。今の段階では、特別交付税がまだ入ってきておりませんので、これが例年予算化は1億5千万しておりますけれども、昨年に至っては3億程度倍増しておりますので、そういったところも見ながら留保財源を整理し、今後については、町有施設のほうに積立をしていきたいというふうに考えております。 それから2番目のあいり、それから障害者福祉、児童福祉、これについては介護福祉課長から、それから子育て、子ども出産の関係については健康保険課長から、それと土壌活性化の事業の実績、次世代人材の関係は、産業振興課長から、それから花瀬でんしろ館の改修の関係については観光交流課長から、それから非常消防費の無線拡充等の現状等については、総務課長からそれぞれ答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	久保議員のご質問にお答えいたします。まず、あいりタクシー事業でございますが、今年度は交付率はですね、約13.6%、その中で利用された方が19.3%という、今年度の実績見込みでございます。 続きまして、障害者の自立支援給付のほうの償還金で、これでよろしいですよ。そこについてはですね、5年度の実績、障害福祉サービス、それに伴う補装具、そういったものが昨年の12月頃確定いたしまして、その確定に基づく返金でございます。

	続きまして、放課後児童育成健全事業でございますが、概要書には、議員おっしゃったように、基準額の改定ということになっていますが、それ以外にもですね、各園でそれぞれ放課後児童クラブの事業を行っております。田代子ども園に関しても、障害児のほうの、それぞれの国の事業を行っておりますので、そういったところの事業も含めまして、この改定の額になっております。以上であります。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	久保議員の質問にお答えいたします。ここにつきましては、お誕生お祝い祝い金ということで、1人当たり10万円交付しているわけですが、現在のところ21名ということです。それから3月末までですね、2、3名の方がいらっしゃいますので、23か24のあたりで実績が出るのではないかなというふうに考えているところです。 それから、出産・子育て応援交付金ということで、出産されたときに5万円、それから生まれて子育てをするときに5万円ということで、現在190万ほど交付されております。今後、出産される方なりがまだ2、3名おりますので、あと上乗せが10万か20万ぐらいになるのではないかなというふうに考えているところです。以上です。
○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	まず、土壌活性化共同研究事業についてですが、議員ご指摘のとおり、昨年度、年度途中からではございましたが、昨年度から、実証を続けてまいりました。壤結合同会社と三共建設と町と3者による共同研究でございますが、昨年度は2品目、今年度は4品目につきまして、実際の圃場で成果等分析したところでございます。町の指導農業士の方々のご協力をいただきまして実施しまして、昨日、中間報告を行ったところですが、土壌等若干の改善見られたところではございましたが、収量等全般的に、大きな優位性が見られなかったということでご報告したところでございます。本事業は、一応今年度をもって終了するというところで考えております。 次に、次世代とか、新規就農の助成でございますが、ここにつきましては、機械導入補助と新規就農の国の助成がございまして、機械導入補助を今年度支援しました農家につきましては2件、次世代と新規就農という新たな支援制度を活用して支援しているのが、現在12名でございます。以上です。
○木下	はい。

観光交流課長	
○笹原議長	観光交流課長。
○木下 観光交流課長	それでは、花瀬でんしろう館屋根外壁の改修工事の繰越しの理由について説明いたします。まず、花瀬でんしろう館の多目的ホールの屋根の部分ですが、雨樋防水工事の施工の変更をいたしました。それに伴いまして、久保議員がおっしゃったとおり、材料の調達にですね、日数を要したと。それで、予定しておりました施工日数を超えるため、工事の延長を行うということです。どういった変更の内容かと申しますと、雨樋の鉄板がございまして、それがもうさびついて劣化してですね、当初の予定ではそこを塗膜防水をする予定だったんですが、もう劣化が余りにもすごかったので、どうしてもその上に塗膜防水してしまうと、また再度雨漏りの原因になるということで、カバー工法という工法に変更しました。そういったカバー工法にした関係で、材料が必要になったということでございます。そういったような理由でございます。以上です。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	久保議員のご質問にお答えいたします。まず、報酬関係ですね、消防団員の出動報酬につきましては、今年度は幹部会なり、水防訓練等除いてですね、昨日までで9件の火災が発生しまして、延べ180人ほどの団員が出動しておりましたけれども、執行実績から今回減額したところでございます。併せて消防団員の確保策につきましては、令和4年度からですね、処遇改善ということで、出動手当の見直し等を行ってきておりますけれども、団員確保につながるまでにはまだ至っていないというところでございます。 あと、無線機の拡充につきましては、去年おとしの津波防災訓練の際にですね、一部支障があったということで、幹部会等で協議した結果、昨年度の補正予算で30台購入しております。各分団3台ずつ配備してあるんですが、それ以上に必要であるということをお話を伺えばですね、今後対応していきたいと考えております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番久保議員。
○1番 久保議員	ありがとうございました。まず、基金に関してです。町有施設整備基金等に関してもですね、本当に必要なこれからの重要な基金になると思いますので、引き続き、そういった検討をよろしくお願いしたいと思います。 2点目のあいのりタクシーでございますが、ご実績をいただいたわけです

	けど、ちょっと利用をされる、また、検討される方ってちょっとお話があったんですけど、なかなかそう利用しづらいっていうのはやっぱりあるようございまして、どうしても他の人と予定というか行程を合わせないといけな いであるとか、なかなか利便性というところですね、少し利用しづらい面があったのかなというところで、制度自体は非常に有意義なものでありますし、今後どんどん活用していただきたいというところもあるんですが、ちょっとそういった改善もですね、またちょっと併せてご検討いただければと思います。 併せて、国庫の返納金の関連ですが、これはもともとそういった事業の実績で返還をしないといけなかった事業だったのか、それともちょっと何かしらそういった内容で変わったのか、追加でまたご説明いただければと思います。 4点目の学童保育関連に関して、承知いたしました。そういった障害者の方等々もまたあるかと思しますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。 5点目のお誕生実績の件でございますが、年間 20 数名というところであるかと思ひますが、やはりいろいろこの世代の皆さんとお話をしていると。やっぱり今後のですね、少し論点ずれるんですけど、やっぱり学校の段階になったときはちょっとどうなるのかと。今年度、やはり統廃合というところなんですけど、恐らくそう遠くない未来です、また再度のそういった検討が必要なのかなということで、また引き続きこちらの点につきましても、またいろいろ検討をしていただきたいというふうに考えております。 土壌活性化、新規就農関連で承知いたしました。土壌に関しては、今年度で一旦終了ということで承知をしたところではございますが、次世代人材育成等に関してもですね、とにかくもうこの生産年齢、本当に主力となるですね人材の育成ということで、引き続きご尽力いただきたいというふうに考えております。 でんしろ館の件でございますが、承知をいたしました。工法が変わったというところなんですけど、やはり事業者さんとやっぱり話をしておりますと、事前にそこら辺のですね、役場としても結局工事内容が変わってやむを得ず延長ということになるんですけど、その事業者さんとしてもかなり困惑というか、やっぱりちょっと変わってこうやって部材調達するんで期日延長ってなると、なかなかちょっと苦しいというかやっぱり戸惑うところがあるので、そういったところをしっかりと事前にですね、設計に落とし込むなりっていうところをしていただきたいというお声があったので、もちろん全てがチェック事前にできるわけではないんですけども、やはり老朽化の改修とな
--	---

	ると、やっぱりこういったことも多々起きるかと思いますので、またそこは併せてですねご検討いただければというふうに考えております。 最後の消防に関してでございますが、おっしゃるように出動手当等は、若干改善はしていただいたんですけど、昨日あったお話に魅力というところですね、当然報酬のみではないんですけど、やっぱり消防団として活躍をするというところに関して、もう少し何かこう魅力的なものっていうのがないとなかなか増加にはつながらないという声も本当幹部の皆さんもおっしゃってて、ここはまた別の一般質問等でも話をしたいと思うんですが、またそういったいろいろ対策のほうですね、拡充というのは必要なのかなということと、あと無線に関してまた必要であればということで、承知いたしました。こちら引き続きですね、またお願いしたいと思います。すいません、さっきの当初の点だけ、またお願いいたします。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	障害のほうの償還金でございますが、変更等はなく、あくまでも5年度の実績に基づいてのみの返納金でありますので、そのとおりだと思います。はい。よろしくお願いします。
○笹原議長	いいですか。ほかに質疑はございませんか。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本議員。
○2 番 久本議員	予算書の 24 ページですね、2 款総務費の 8 目電算管理費について質問させていただきます。こちら業務改善や効率化に向けての取組だったと思うんですけども、どのような計画を取り組んでいて、何が理由で執行できなかったのか。これが 2,600 万ぐらいですね約予算組んでますので、これ詳細が分かりましたらお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	今回の金額、委託料についてのそれぞれの説明をさせていただきます。まず、電算等保守業務につきましては、公文書の電子決裁と文書管理を行うシステムの導入を計画しておりましたけれども、決裁ルートの問題であったり

	とかですね、文書の保存管理をどのようにするかということ、あと他の導入実態を参考にですね、もう少し検討が必要ではないかということに至りまして、導入を見送ったための減でございます。しかしながら来年度当初予算でも計上しておりますので、来年度で本格運用できるように取り組んでまいりたいと考えております。 続きまして、地域インターネット保守業務につきましてはですね、庁舎のネットワーク関係のサーバー類の保守料について、サーバー等の構成に変更があったことから、これは執行残ということで減額でございます。 次に、戸籍総合システムの保守業務につきましてはですね、システムのクラウド化に伴いまして、一部のソフトが不要となったことから減額されたものでございます。 続きまして、電算機器設置業務ですけれども、これにつきましては、林道積算システムの更新作業委託とマイナンバーカードの裏書のプリンターの更新業務委託の執行残でございます。いいですか。そのようなところですか。以上です。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本議員。
○2 番 久本議員	ありがとうございます。なかなかですね時間、労力等が限られてできなかったと思うんですけど、やはりここ自体はですね、業務改善に大きく関わる部分で、なかなか問題になってます職員の労力、時間がどうしても負担があるというところを軽減できるところだと思います。一括して全てはできないと思うんですけど、メインの基本的なシステムというのを導入して、どうしても使いながら不備が出てくれば、そこを更新してアップデートして構築していくというようなもので、最終的に、錦江町ではどのようなシステムを使っていくかというような流れになっていくと思いますので、システム部分というか、完全にその概念概要という部分は早めに構築されてですね、7 年度予算も組んでるんであれば、今回の問題点であったりとか、改善しないといけないという部分であれば早めに取り組んでいただいて、システム構築のほうも取り組んでいただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉議員。
○9 番 小吉議員	まずはですね、質問の前に昨日も消防団員の皆さん方が出動していただきましたけれども、訓練で。ここ最近、消防の団員招集のサイレンが非常に多

	いわけです。特に、田代地区で優秀な団員が出動中に亡くなったということで、非常に残念ですね、悲しい思いをいたしております。心からの哀悼の意を団員にささげたいと思います。 まずは、私、消防団の関係で長く勤めをさせていただきましたけれども、まずは 255 ページの防火水槽のですね、整備事業が、1,560 万減額が出てるわけですけども、場所と減額とそこら辺のところはどういうふうになっておるのかですね。 それと、農林水産業費のパワーアップ事業、茶の白茎等を除去する事業が、ここに計上してございますけれども、城下製茶が入られるということで、お聞きしております。これを入れることによって、製品の品質がすごく上がるのではないかと期待しているわけですけど、私もこの茎の色選の事業はですね初めて聞くんじゃないかと思っておりますけれども、もし、町内で何台目かあったら教えていただきたいと思います。 それと、農林水産業費の中で、有害鳥獣の捕獲事業等がございます。その中で本所が 130 万、支所が 55 万増となっておりますわけでございますけれども、現在の猟友会会員の動きの流れはどういうふうに流れているのか。そこら辺のところを教えていただきたいと思います。 尚、また、イノシシあるいはタヌキ、カラス、もろもろ害虫おりますけれども、猿、おりますけれども、そのところ、今現在、謝金等はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、消防費の関係につきましては総務課長のほうから、それから農林水産業費の産地パワーアップ事業、それから有害鳥獣の関係については、産業振興課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。小吉議員のご質問にお答えします。この防火水槽設置工事の 1,500 万の減のことでよろしかったでしょうか。これにつきましてはですね、現在設計を行っているところですけども、皆倉公民館のですね、敷地内に 60 t できれば、60 t 級、ちょっと難しければ 40 t 級の防火水槽設置する計画でございましたけれども、先ほど言ったように、今、設計中なんですけれども、自治会内の道路が狭いことや、公民館の入り口が鋭角であることなどからですね、資材の搬入方法等を含めて、現在検討をしているところでございまして、工事を今年度の工事執行はもうちょっと困難であろうということで、来年度計画しているところでございます。以上です。

○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	産地生産基盤パワーアップ事業でございますが、これは全額国庫でございます、ご質問にありました色彩選別機の導入を初めてかということにつきまして、申し訳ございません、定かではございませんが、以前導入したところがあったようにも記憶しております。ここについてちょっと確認させていただければと思います。 次に、猟友会の有害鳥獣捕獲に係る猟友会の会員の流れっていうご質問でございましたが、猟友会自体につきましては会員の皆さん高齢化しておりますが、僅かに減るぐらいで会員数は推移しております、会員の方々それぞれ頑張っているところでございます。 あと、捕獲の有害鳥獣につきましては、やっぱりイノシシ、タヌキが非常に多ございまして、それぞれイノシシが約 700 頭、タヌキが約 500 頭ということで近年は推移しております。数年前からすると、捕獲頭数も非常に多くなっていることから、私どももありがたいなと思っているところなんです、捕獲頭数の増に応じまして、今回補正増額を要求させていただいております。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉議員。
○9 番 小吉議員	防火水槽の件で、皆倉の公民館の前に作りたいというような考え方があろうかと思いますが、私、皆倉の敷地を見てるわけですけども、今、入り口のところに、私の感じでは防火水槽があり、それから、もう一つゲートボール場のどっかあそこら辺にあるのかな、それと、中ほどには防火水槽なるものはないのか、あとは消火栓かれこれが皆倉の中にはですね、入っていないのか、そこら辺のところ若干教えていただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	皆倉自治会内にはですね、国道沿いに 30 t の防火水槽、公民館上の分かれ道にですね、飲料水を兼ねた 60 t の防火水槽、あと飲料水用防火水槽がありますけれども、全部で 9 か所あるということで確認しております。しかし

	ながら、消火栓についてはですね、ちょっとないと思っております。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉議員。
○9 番 小吉議員	皆倉のですね、公民館から言えば北側のところ、あそこにも人家があるわけですけども、そこら辺がもし火災になった場合には、当然、公民館の空きのスペースにできるだけ早くですね、作られるようにせんと、もしあそこで火災が発生すれば、お手挙げかなと。まあ言えば、自然水利も何か川があったりしますけれども、川から動力のやつを持って上がるっちゃうのは大変なことでございますので、ぜひそこら辺のところがですね、今、やっていただきたいなと思います。今、テレビかれこれで大船渡を見たりすれば、ほんのこち、人間の力って無力ですけども、やっぱある程度備えあれば憂いなしであるということも考えられますので、どうかひとつよろしく願いいたしたいと思います。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 10 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 10 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 10 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 10 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 6 議案第 11 号
○笹原議長	日程第 6、議案第 11 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 11 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 357 万円の増額で、累計は 14 億 2,303 万 2 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、療養諸費を 2,366 万 7 千円増額するとともに、高額療養費を 1,500 万円減額するものでございます。また、歳入

	につきましては、県補助金を 397 万 6 千円増額するとともに、他会計繰入金 を 193 万 9 千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申 し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款国民健康保 険税から、8 款諸収入までと歳出 1 款総務費から 4 款保健事業費までを一括 して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	高額療養費と出産育児金があるかと思います。高額療養費は、今、国会で もいろいろ議論されてるかと思いますが、ちょっとこちらもあわせて高額療 養費の実績並びに出産育児一時金があるかと思いますが、ちょっと 2 つ、実 績をちょっと教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	健康保険課長に答弁させます。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	まず、高額療養費ですけれども、実績予定ということで 1 億 4,600 万から 1 億 5,000 千万の範囲かなというふうに考えているところです。件数等はで すね、そんなに変化はないんですけれども、1 件 1 件のやはり医療費の増、 医療の進歩といいますか、そういう部分で 1 件当たりの単価が上がっている というふうに考えているところです。それから、出産育児一時金につきまし ては、実績としまして、今、5 人を予定しておりまして、250 万、実績とし ては 3 名、今、生まれておりますので、3 月までまだありますので、5 名と いうことで、250 万を予算化しているところであります。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	実績に関して、両方とも承知しました。高額医療費に関して、件数なんで すけど、件数について併せて教えていただきたいと思います。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	今、件数についてはですね、残念ながら、今のところ把握しておりません ので、また後日報告したいというふうに考えます。すいませんです。

○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 11 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 11 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)については、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩いたします。11 時 10 分から再開いたします。
	休憩 11:00 再開 11:10
○笹原議長	休憩に引き続き会議を再開します。その前に、先ほどの久保議員の質問と小吉議員の質問に対しての報告がございます。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	失礼いたしました。高額医療の件数ですけれども、2 月末現在で 1,891 件、予算の実績としまして 1 億 3,389 万 15 円です。以上です。
○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	産地生産基盤パワーアップ事業の関係で、色彩選別機の導入は初めてかというご質問に関しましてお答えできませんでしたが、確認しましたところ、既に町内の 1 加工場で導入されておりまして、今回は 2 例目ということになります。以上です。
	日程第 7 議案第 12 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 12 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 12 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、補正総額 41 万 8 千円の減額で、累計は 1 億 5,010 万円となりました。 主な内容につきましては、歳出は予備費を 30 万円増額するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を 29 万 4 千円、並びに保健事業費を 20 万円それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を 29 万 4 千円、並びに繰入金を 6 万 4 千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款後期高齢者医療保険料から第 6 款諸収入までと、歳出 1 款総務費から 5 款予備費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	錦江町の高齢化が進んでいる中で、後期高齢になるということは 75 歳以上ということでございますが、物価高騰対策の中でも、3,400 ぐらいの世帯の中で 1,900 世帯が、その対象だということでありましたが、そういった中でですね後期高齢の対象者が、今、昔はもう 1 割負担というのが常識だったんですが、今、3 割負担の方もいらっしゃるということでございます。 今の錦江町の内容からして、3 割負担は何名ぐらいいらっしゃいますか。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	はい。今のところですね、正確な数字は把握はしておりませんけれども、10 名以下だというふうにいるふうに考えているところです。数名ということです。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	75 歳以上で 10 名以下っちゃうことは、高額所得者が少ないという見解でございすけれども、この後期高齢に登録するときには、やはりマイナンバーカードも一応提示する場合がありますよね。 それでもう今、最近はもう病院の病院に行ったら、まず、保険証かマイナンバーカードで対応されております。そういった中でですね私は思うんですが、5 年で契約が切れる、マイナンバーカードも 10 年で切れるというよう

	なことでですね、私も後期高齢になりました。 そしたら、診療に行ったらですね、これは使えませんか。役場に行っても、もう手続してくださいというようなことがございましたので、町民の方にも、私は3割負担っちゅうのはもう少ないなと思ったんですが、やっぱそこらの認知も周知もしてほしいということを感じましたので、後期高齢というのは、事故の場合にはもう保険から入るから対象じゃないですが、一応、対象者が、多分、対象者 10 数名だけど3割負担が、だけど、後期高齢のほうは、大分人口的にはウエイトが高いんじゃないですか。そこらは対象者、何名ぐらいですか。そしたら、後期高齢の保険はちょっとそこで違いますけど。
○新田町長	議長。
○新田町長	私のほうからちょっと答弁させていただきます。錦江町の直近の人口でいきますと、後期高齢者というのは 28%です。今 6,千人ですので、大変恐縮ですが、計算をしていただければと思います。 それから、水口議員がおっしゃったマイナンバーカードの更新について、周知の方法をどうしているのかというご質問だったかと思いますが、詳細は私が答弁しますが、詳細もし齟齬がございましたら、住民税務課長に答弁させますが、現在、期間満了更新を予定されている方々には個別で文書通知をしてございますので、その関係は周知として、今後いろんな形での広報誌等での掲載、更新切れに注意してくださいねというのはしていきますが、引き続きですね。 ただし、各個人には通知がしてございますので、それをしっかりと把握していただきたいというのが私どもの思いでございます。しかしながら、なかなか見落としもあるかと思いますので、今後も啓発はしっかりとしてみたいというふうに思います。補足がございましたら住民税務課長答弁お願いします。
○猪鹿倉 住民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○猪鹿倉 住民税務課長	ただいま町長のほうからご説明しましたとおり、マイナンバーカードの更新につきましては、5年経過いたしますと3か月前に更新の案内が来ます。それはご自身の暗証番号、言えば、更新しないといけないということで3か月前に必ず所有者の方に通知が来ます。 また、10年経ちますと、カード自体の更新を図らなければいけません。これはもう顔写真を更新しなければ、特に高齢者の方は顔が変わりますので、10年に至ってはもうカードそのものを更新しなければいけないということ

	で、これについても国のほうから、必ず通知が手元に届きますので、しっかりですねそれはご自身の身分証明書として扱うものですから、今町長のほうから説明がありましたとおり、通知が届いた場合は、確認をしていただいて、手続きが難しい場合は、住民税務課戸籍の窓口のほうにお越しいただければ更新の手助けはいたしますので、またそういう問合せ等あった場合は住民税務課のほうに、支所については住民生活課のほうにご相談していただければ、職員のほうがしっかりと対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	ただいま課長のほうからございましたとおりですね、ID 番号を高齢になるとちょっと出ないんですよ、頭に入れとってどうこう、そういうときには、役場のほうで即 I D 番号のそれは対応してくれるわけですよ。そういう認識でよろしいですか。はい。ありがとうございます。終わります。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 12 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 12 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 13 号
○笹原議長	日程第 8、議案第 13 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 13 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 2,606 万 2 千円の減額で、累計は 13 億 7 万 9 千円となりました。

	主な内容につきましては、歳出は、基金積立金を 1,441 万 1 千円、介護サービス等諸費を 409 万 2 千円、並びに繰出金を 295 万 4 千円それぞれ減額するものでございます。また、歳入につきましては、国庫補助金を 923 万 7 千円、並びに介護保険料を 275 万 1 千円それぞれ増額するとともに、基金繰入金を 2,142 万 7 千円、並びに一般会計繰入金を 632 万 8 千円それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款保険料から 9 款諸収入までと、歳出 1 款総務費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 13 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算第 4 号についてを採決します。お諮りします。議案第 13 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 14 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 14 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町等 登壇)
○新田町長	議案第 14 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、収益的収入は 136 万 4 千円の増額で、累計は 1 億 6,104 万 6 千円、収益的支出は 56 万 4 千円の減額で、累計は 1 億 6,250 万 5 千円となりました。また、資本的支出は 85 万円の減額で、累計は 785 万 1 千円となりました。 主な内容につきましては、収益的収入は営業収益を 106 万 9 千円増額するとともに、収益的支出は営業費用を 56 万 5 千円減額するものであります。また、資本的支出につきましては、建設改良費を 85 万円減額するものでご

	ございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の収入 1 款水道事業収益と、支出 1 款水道事業費用、資本的収入及び支出の支出 1 款資本的支出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	内訳書のほうで、前回、質問させていただきました。池田ポンプ場の取り替えの件で工事が完了されたということかと思いますが、ポンプも増強したということなんですが、やはり昨年あったですね断水等のあれで、能力も強化したかと思うんですが、ちょっと概要について教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	建設課長に答弁させます。
○船迫 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○船迫 建設課長	久保議員のご質問にお答えいたします。前回の議会において、補正予算を計上させていただきましたが、池田ポンプ場の 2 基あるポンプのうち、壊れて動かない不動したポンプについて、今、取り替えが終わってございます。もう 1 基について、今、施工中でございまして、3 月中に 2 基とも稼働できるものと考えております。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越議員。
○8 番 川越議員	水道料の未納額ですが、本年度大体どれぐらいの未納額で、累計としてはどれぐらいなのか示してください。
○船迫 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○船迫 建設課長	本年度の未納額についてはですね、ちょっと資料等を手持ちで持ってください。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 14 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 14 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10 議案第 15 号
○笹原議長	日程第 10、議案第 15 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 15 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、資本的収入は 1 万 4 千円の増額で、累計は 4,136 万 9 千円となりました。 内容につきましては、補助金を 41 万 4 千円増額するとともに、企業債を 40 万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。資本的収入及び支出の収入 1 款資本的収入について、質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。
○笹原議長	これから、議案第 15 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 15 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決さ

	れました。
	日程第 11 議案第 16 号 日程第 12 議案第 17 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 16 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 17 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 16 号錦江町職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 17 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、「育児休業、介護休業等育児または介護家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、超過勤務の免除となる子の範囲の範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境を整備するとともに、引用する条文の条項ずれを改めたいため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司議員。
○12 番 落司議員	この条例改正にあたりまして、職員に対してどのようにこういったタイミングで周知をされるのかお聞かせいただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。本議案が、本日可決され次第、3 月の庁議にて内容を周知したいというふうに思います。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司議員。
○12 番 落司議員	附則の中で経過措置として、施行日前でもですね、休日の申請ができるというふうに謳ってありますので、その辺はしっかりと周知をしていただきたいことと、あと新年度に入り、人事異動等もあるのかなと思います。そ

	ういった中で、そういった対象の方が休暇をですね申請したとしても、周りがカバーができるような体制づくりっていうのが必要ではないかと思えますので、そういったのも課内で話し合うことをしっかりと取り組んでいただくようにですね、所属長といいますか、課長あたりにですね、やっぱりそういう場を設けていただくような形で進めていくということをここで言うていただければ、そういった取組がなされて、職員が休暇をとりやすい状況になるのではないかなと思いますので、そういったことを取り組んでいただくことをここで約束していただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。ここでということでもですね、私もこれまで男性職員であれ女性職員であれ、妊娠それから出産予定の届けが上がってきますと、男性の職員にも育児休業を取得するようにねというお話もしてきております。 ただし、落司議員が懸念されているように、今、職場環境としてそれがなかなか取得しづらい環境があることも、仕事の超過の関係もあってですね、認識しておりますので、男女共同参画でありましたりとか、女性活躍推進法の趣旨に則って、できる限り、まずは男性職員をせめて1週間から2週間程度育児に携わっていただくということを、まずはしっかりとそこを進めていかなければいけないと思っておりますし、女性職員については100%の取得率でございますので、育児休暇についてはですね、大きな課題としては、やはりこれは男性職員の育児参加というところが大きな課題となっておりますので、まずは1週間から2週間、短期でいいので、取得する環境を整える、そして管理職につきましても、それを何とかサポートしながらですね、職場を回していくというのは、職場としての大事な取り組みですし、そういうところは、今後も引き続き進めてまいりたいと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから、議案第16号錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ついて、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第16号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありません

	か。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。これから、議案第 17 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 17 号錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 17 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 13 議案第 18 号
○笹原議長	日程第 13、議案第 18 号錦江町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 18 号、錦江町監査委員条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条文の条 ずれが生じることから、それを改めたいため、本条例案を提案するものでござ います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 18 号錦江町監査委員条例等の一 部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 18 号は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号、錦江町監査委員条例等 の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

	日程第 14 議案第 19 号
○笹原議長	日程第 14、議案第 19 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 19 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁形に単一化されることから、当該条例を改正する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 19 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 19 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 15 議案第 20 号
○笹原議長	日程第 15、議案第 20 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 20 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用する条文の項ずれが生じることから、それを改めたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

	す。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 20 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関連関係条例の整備に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 20 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 16 議案第 21 号
○笹原議長	日程第 16、議案第 21 号、錦江町重度心身障害者の医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 21 号、錦江町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、健康保険等の被保険者証が廃止され、マイナンバーカードに一本化されることから、関係規定を整理したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 21 号、錦江町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 21 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号、錦江町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 17 議案第 22 号
○笹原議長	日程第 17、議案第 22 号、錦江町はり、きゅう等施設利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 22 号、錦江町、はりきゅう等の施設利用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、高齢者の保健の向上と福祉増進のために実施するはりきゅう等の施設の利用について、助成額の見直しによる利用率の向上を図りたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越議員。
○8 番 川越議員	今回の条例改正で、施術を受ける人は 500 円から 1,000 円の補助があるということで、そうすることでまた利用者も利用しやすいのではないかなというような、思惑であろうというふうに私は考えます。 しかし、この 500 円が 1,000 円になった理由っていうか、その基準というか、ほんならこれが 800 円でもよかったじゃないか、もっと気張れば 2,000 円でもよかったんじゃないかというような思惑がないわけでもありませんが、1,000 千円に設定をされた理由何かあったのでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。詳細は後ほど介護福祉課長から答弁させますが、まずは、今、私どもがこの 1 月まで、鍼灸券につきまして、マイナンバーカードでの利用を、実証実験をしていたということは押さえていただきまして、いかに提供する側の治療院側も、それから使う側も、楽に簡略化したいなというところも一つございました。 それと、やはりマイナンバーカードにその券を入れることによって、もっ

	とをもってデジタル化を推進したいというところもございましたので、それともう一つは、現状の施術料金からしますと 500 円というのは非常に余りにも低過ぎるというようなこともございまして、せめて 2 分の 1 から 2 分の 1 弱に確かだったと思いますけれども、それぐらいまで引き上げられるのかというところで調整した結果だったと思います。詳細は介護福祉課長が答弁します。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	川越議員のご質問にお答えします。先ほど町長が答弁したとおりですが、詳細なところにつきましては、今、契約をしている事業所が町内に 7 事業所ございます。それをうちのほうで調査をいたしまして、7 事業所のうち 5 事業所がですね、2,500 円の設定になっております。 今の 500 円はやはり助成として低いのではないかと。議員のおっしゃるように、やはりそこを引き上げることによって、もうちょっと利用される住民の方が多くなるのではないかとということで、2,500 円でしたけど、今回 500 円から 1,000 円のほうに上げたところでございます。以上です。
○笹原議長	いいですか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 22 号、錦江町はり、きゅう等施設利用条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 22 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号、錦江町、はりきゅう等施設利用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 18 議案第 23 号
○笹原議長	日程第 18、議案第 23 号、錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 23 号錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、令和 7 年 4 月 1 日より鹿児島県乳幼児医療給付事業が開始され、課税世帯の未就学児に

	ついても、一部負担金を現物給付することとなったことから、関係規定を整理していきたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	今回、県の乳幼児医療給付事業を開始されることに伴うということですが、今回課税世帯が新たに対象になれるということで、対象世帯数がどの程度なのか把握してらっしゃいましたら、教えていただければと思います。 新田町長。
○新田町長	この件につきましては、健康保険課長から答弁させます。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	それでは、久保議員の質問にお答えします。今、現在でですね、2,679 件が対象になっておりまして、これの現物給付になりましたら、病院に行かれたときに、無料で受けられるということであります。病院からこちらのほうに請求が来て、病院のほうに直接支払うというふうになり、以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	ちょっと条例を読むと一部負担ですが、ほぼ無料っていう理解でよろしかったのかという確認と、病院に行っても現物給付というか、それで承知したところですが、未就学児なので、もうほぼ全てのそういったお子様も対象になるという理解でよろしかったでしょうか。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	はい。久保議員の質問にお答えします。町としましては、18 歳に到達、3 月 31 日までですね、もう全て無料になりますので、結果的に県のほうは 3, 千円徴収するというふうな形にはなっておりますけれども、この分も徴収せずに、町のほうから医療機関のほうに 3, 千円も払っていくというふうになりますので、先ほど申しましたとおり、全て無料になると。ただですね、国保連にですね、加入してない病院等がありましたら、それにつきましては、一

	且支払いをしていただいて、こちらからまた償還払ということで支払うと。ほとんどこちらとしては無いというふうに考えているところです。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 23 号錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 23 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号、錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 19 議案第 24 号
○笹原議長	日程第 19、議案第 24 号錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 24 号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、神川キャンプ場施設の使用料及び開場期間について、他市町が管理する類似施設との整合性や使用状況に合わせた見直しを行いたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本議員。
○2 番 久本議員	2 点ほど質問させていただきます。まずですね、「7 月 1 日から 10 月 31 日」からですね、「1 月 1 日から 12 月 31 日」と、夏季から通年通して営業時間、営業対応が変わるということで、これはどのような議論を進めてこのように落ちついたのか、分かりましたらお聞かせください。 あとですね、もう 1 点が、今まで料金体制が 1 つだったのが、一時利用と宿泊というふうに、2 つの料金体制になっております。これが実際、例えば

	ですけれども、午後 3 時からってなってますけれども、早い時間、午後 1 時から入った場合で宿泊した場合、これ重複した場合はどのような料金体制になるのかというのと、宿泊した場合は、サイトを出るのが午前 12 時となってますけれども、利用したい方、午前 9 時から利用されたい方、ここが利用したいサイトが重なった場合は、どのような対応をとるのかお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	ただいまの質問につきましては観光交流課長から答弁させます。
○木下 観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下 観光交流課長	久本議員のご質問にお答えします。まず、開場期間を年間通じて 1 月から 12 月までにした理由についてはですね、今年度から、神川キャンプ場については指定管理者の方で運営をしていただいておりますけれども、年間を通してですね、利用者数の統計をとっていただきました。 まず、従来の 7 月から 10 月までの利用者の人数ですけれども、7 月が 51、8 月が 45、9 月が 41、10 月が 124 人でした。その開場期間以外での利用者数、特に多かったのが 5 月ですけれども、5 月が 364 人、そして 11 月が 124 人、非常に春、そして秋、多く利用していただいております。また、夏場はですね、最近猛暑で少なくなっている状況もございます。そうしたそういったのをふまえて、指定管理者のほうから年間通じて開場させていただけないか、料金を徴収させていただけないかという要望がございました。県内の類似の施設も確認いたしましたけれども、多くの施設で年間通じてオールシーズン開場している状況もふまえまして、今回、1 月から 12 月まで開場をするというふうに提案させていただいたところです。 それと、宿泊と一時使用の時間帯が重なった場合のことを言われたかと思っておりますけれども、ここは非常にですね、そういったケースが出てくるかと思っておりますけれども、なかなかそこは指定管理者ともそういった話合いをしたところですが、重なった部分については、確実に宿泊されるのであれば、宿泊時間が 3 時から翌朝の 10 時までになってますけれども、そこは運用上重なった場合は、うまく昼間利用しない方がいらっしゃるであればですね、使ってもいいんじゃないのというような話はしております。運用上そこはうまくやってくれというような話をしているところです。ただ、一応条例上、時間のほうは設定させていただいているところです。以上です。
○2 番 久本議員	はい。

○笹原議長	2 番、久本議員。
○2 番 久本議員	やはり、ここ第3次ぐらいですかね、キャンプブームというのがありまして、キャンプ利用は増えてはいるんですけど、ちょっと落ちつきつつあります。 ここで大事になってくるのは、やはりキャンプ情報をまとめるサイトというのが世の中にたくさんありまして、今の状態だと神川キャンプ場というのは、この夏季だけは有料ですよというような情報になっております。ですので、ここで今まで無料で使えたお客さんが来たときに、やはり料金が必要になってくるってなると計画が変わってきますので、本庁のホームページなり、そこで連携しているような、そういうような情報を開示してるサイトがあればですね、その情報のアップデート、改定というのををしていただければと思います。 あともう一つ料金体制についてですね、ここは臨機応変にしていくというところなんですけど、なかなかですね、業者の方々もありますので、あと指定管理で今回また条例が変わって初めての取り組みになりますので、利用客の方がですね、快適に使えるような感じで取り組んでいただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 24 号、錦江町神川間キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 24 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。ここで、すいませんが、12 時なんですけど、もうすぐなんですけど、会議を続けてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「よし」と呼ぶ者あり)
	日程第 20 議案第 25 号
○笹原議長	それでは続けてまいります。日程第 20、議案第 25 号、錦江町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	議案第 25 号、錦江町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、南大隅高校存続支援事業のひとつとして、同校の生徒寮を整備することに伴い、地方自治法の規定に基づき、寮の設置及び管理に関し必要な事項を定めたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	南大隅高校の最近の情報では、80 名の定員に対する応募が、最初は 17 でしたけど 20 になったということは聞いております。そういった関係でですね、実例といたしまして、鹿屋工業高校の全寮制あったんです。ところが、50 名入所者の中で、最近は 2 名だそうです。大分減少してきたと。 錦江町も、南大隅町と、この学校に対しましては、存続の会議はされているわけですが、自転車部という特色のある高校設置でございますので、分かるんですが、南大隅町で今までやられていた旅館を改装して寮にされた経緯もございます。本当に足りないのか、そして錦江町も何とかしてやらないいいかんのかということで、今日はこうして出ましたけれども、将来どういう、不足するという予測はありますか。これを対応するというのと、ちょっとそこらを聞かしてください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。詳細は後ほど教育課長に答弁させますが、まず、今回の経緯につきましては、一昨年ですね、南大隅高校の生徒さんが多くなって、域外からですね、錦江町としても下宿をするところを提供してくれというようなことで、民間の方がご提供いただいたんですけども、体調不良により、途中から南大隅町さんに、生徒さんには移ってもらった経緯がございます。 今回、寮整備につきましても、存続協のほうで、当然、南大隅町としても、今後の入学者、卒業者、入学予定者等を考えたときに、どうしても南大隅町さんが保有される寮では不足するというのでございましたので、私どもが一昨年、改修をし、今回の応募を状況等も勘案しながら、寮開設が必要であるという判断をしたところでございます。 今後につきましては、毎年の進路希望、それから夏休みにおける子どもた

	ちの修学体験みたいなものもございますので、高校と情報を連携しながら、今後も進めてまいりたいというふうに思います。現段階では、現在の入学予定者、試験が明日、明後日からですけれども、入学希望者としては、南大隅町さんではなかなか賄い切れないので、私どもがこの寮に入っていただくということが前提となって、今、事業を進めているところでございます。詳細は教育課長に答弁させます。
○白井 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○白井 教育課長	水口議員のご質問にお答えします。現在、南大隅町の寮についてですが、定員が 16 名のところ 14 名利用されております。そのうち 2 名が 3 年生と伺っております。 来年度の入学見込みが県内外からがですね、もう少し、10 名ぐらいが夏場の見学に来ていらっしゃるようなことをお聞きしております。そうすると、南大隅町の寮でも賄えないということがありましたので、来年度、本町のほうでも受入れをする予定でおります。以上でございます。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	公募制で大体増えるというような予測があるから、錦江町でも必要だという、今のこの条例でございます。別に反対することではございませんけれども、以前は個人の方でも受入れをされた経緯があるわけですね。ですから、これを公的に町が今度はやると。そしたら、現状を把握したときに、ほとんど町外から見える方が必要される寮ですから、やっぱりそこらはやっぱりデータをちゃんと取ってですねされた計画だと思います。それと、寮管の問題もこれを見てもらうといたら、今後、応募されるわけですが、なかなかハードを超えていけるかどうか、大変でしょうけれども、そこらはちゃんとした計画に沿った仕事をしてもらわんとですね、ただ設備はしましたけどあとはちょっとっちゃうことでは困りますんで、そこらを考えてやってほしいと。別に反対じゃございませんので、そういったことを切にお願いを申し上げます。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 25 号、錦江町、鹿児島県立南大

	隅高等学校生徒寮条例についてを採決します。お諮りします。議案第 25 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号、錦江町、鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 21 議案第 26 号
○笹原議長	日程第 21、議案第 26 号、錦江町文化振興基金条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 26 号、錦江町文化振興基金条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、魅力ある文化芸術に触れる機会を町民に定期的に提供し、本町の文化のさらなる振興を図るために、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 26 号、錦江町文化振興基金条例についてを採決します。お諮りします。議案第 26 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号、錦江町文化振興基金条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 22 議案第 27 号 日程第 23 議案第 28 号 日程第 24 議案第 29 号 日程第 25 議案第 30 号 日程第 26 議案第 31 号 日程第 27 議案第 32 号 日程第 28 議案第 33 号
○笹原議長	日程第 22、議案第 27 号、令和 7 年度錦江町一般会計予算について、日程第 23、議案第 28 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 24、議案第 29 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第 25、議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事

	業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第 26、議案第 31 号令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第 27、議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計予算について、日程第 28、議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 議案を一括議題とします。本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	令和 7 年度施政方針につきましてご説明をさせていただきます。皆様には平素から、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。 さて、本日ここに令和 7 年度の当初予算案をとりまとめましたので、ご審議をお願いするにあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご賛同を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 国の令和 7 年度一般会計予算については、経済・物価動向に配慮しつつ、重要政策課題への対応として、複数年度で計画的に取り組んでいる防衛力の抜本強化や、子ども未来戦略に基づく子ども・子育て支援の本格実施、また地方創生交付金の倍増などにより、過去最大規模のとなる 115 兆 5,415 億円となりました。歳入面では、賃上げや物価高などを背景に所得税法人税などが増加し、前年度比 12.7%増の 78 兆 4,400 億円と、過去最大を更新したものの、不足する財源に対し、新たに 28 兆 6,490 億円の国債を発行することとしております。 当面の経済財政運営と予算編成にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に基づき、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向け、デフレから完全に脱却し、成長型の新たな経済ステージへ移行するための取組として、物価上昇を上回る賃上げの定着や、構造的価格転嫁の実現、成長分野への戦略的な投資など短期的な 5 つのアクションなアクションと、社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大や、経済・財政・社会保障の持続的可能性の確保、地域ごとの特性や成長資源を生かした地域社会の形成など、中長期的な 5 つのビジョンが掲げられているところでございます。 本年 2 月 4 日に閣議決定がされ、国会に提出された地方財政計画では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の交付団体ベースの一般財源総額について、63 兆 7,714 億円が確保され

	ているほか、地方交付税総額は前年度を 2,904 億円上回る 18 兆 9,574 億円となる一方、地方財政の健全化に取り組んだ結果、臨時財政対策債については、平成 13 年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなりました。 また、本年 2 月 7 日に鹿児島県が発表した令和 7 年度一般会計予算案は、前年度比 1.5%増の 8,527 億 3,400 万円で、基幹産業の稼ぐ力の向上や、総合的な少子化対策、担い手不足の解消に向けた人材確保・育成策、また、能登半島地震をふまえた防災対策のさらなる充実強化の取組など、2 年ぶりのプラス編成となったところでございます。 まず初めに、今回、令和 7 年度を初年度とする町の最上位計画であります「第 3 次錦江町総合振興計画」を現在策定しているところでございます。まちの将来像を支える政策の柱として、働く世代の元気、子どもの元気、高齢者・障がい者の元気、自然・環境の元気、地域の元気の 5 つの元気を掲げ、まちの基本理念についても、「全ての人が自分らしく幸せに」へと改定する素案を策定しております。人口減少や少子高齢化の進行、生活スタイルや価値観の多様化など、町民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、人と人だけでなく、人とまち、人と自然が共生することにより、それぞれの魅力を高められ、本町で暮らす全ての人がそれぞれの幸せを実感し、住み続けたい、住んでみたい、戻ってみたい、関わってみたいと思える錦江町を目指してまちづくりを進めてまいります。 今回、ご提案させていただきます令和 7 年度一般会計予算総額は、前年度比 2 億 7,444 万円、3.6%増の 79 億 6,632 万円となりました。性質別歳出予算の状況及び歳入予算の状況につきましては、別添資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。 税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上が極めて重要でございます。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをされながら町税を完納していただいている方々の納税意識を大切にし、さらなる公正・公平を保つ取組を強化してまいります。 それでは、令和 7 年度に取り組むその他の主な事業等につきまして、第 3 次錦江町総合振興計画の 5 つの基本計画にごとにご説明を申し上げます。 まず初めに、1 番目の働く世代の元気についてですが、新規就農者や後継者確保のため、農業次世代人材投資事業などを活用し、農業を担う人材育成に引き続き努めるとともに、スマート農業など経営力強化のための新技術の情報や、学習の機会を提供してまいります。 さつまいも基腐病などの疫病対策につきましては、新たに国の「農地耕作条件改善事業」により、土層や排水対策等の改良事業を支援してまいります。
--	--

	また、台風や寒波など異常気象における農作物被害に備えた収入保険への加入など計案、経営安定に向けた支援を継続してまいります。 畜産につきましては、肉用牛の生産性と商品価値の向上を図るため、優良繁殖雌牛の更新を支援してまいります。また、輸入飼料に代わる飼料確保のため、新品種資料の栽培と給餌後の栄養状況を検証する実証事業を引き続き実施し、経営コスト削減に向け支援してまいります。 近年、市場価格が低迷している荒茶につきましては、町内企業の協力により、昨年より海外向けの販路の確立に向けた取組を行っております。引き続き、関係機関と連携し、市場調査や加工品の試作等を行うとともに、有機JASの取得支援など環境に配慮した農業の推進を図ってまいります。 労働力不足の解消や繁忙期における季節労働需要の確保を図ることを目的に設立しました「錦江町 MIRAI サポート協同組合」は、現在、組合加入11社、派遣職員5名という体制で順調に事業が進んでおります。この事業は、町内の労働力不足の解消だけでなく、地域づくり人材の確保、地域経済の活性化といった側面も持っておりますので、引き続き同組合と連携しながらの事業拡大を図ってまいります。 事業継承につきましては、後継者がいないことによる事業廃止などが増加し、商工業の振興のみならず、町内のインフラ維持などにも大きく影響することが懸念されておりますことから、新たな補助制度も含めて検討し、支援することをしてまいります。 「錦江町重点支援ローカルベンチャー事業」につきましては、町外からの起業希望者のみならず、事業の拡大や新規事業を検討している町内の方々に向けてもセミナーなどを開催し、事業創出を支援しており、町内の産業構造の変化や共創基盤の強化に資する取組を実施してまいります。 本町の産業を支えていております技能実習生等が、安心して楽しく暮らしていけるよう、国際交流員による困り事相談や日本語教室の開催、日本文化の体験、地域住民との交流といった多文化共生の取組により、外国人材の定着を図ってまいります。 生涯学習講座につきましては、来年度から、新たに児童生徒を対象とした講座を開き、より広い世代が学べるようにしていきたいと考えております。 ワーケーションにつきましては、昨年度から、大手通販サイトと連携し、主にクリエイター（ものづくり）の方々の誘致を目指す取組を始めました。令和7年度は、クリエイターの方々の活動の拠点として、学校跡地や空き家等を活用できないか、クリエイターの課題を錦江町の課題と掛け合わせて解決するための方策を検討し、移住や2拠点生活へ繋がる可能性を見出す取組を積極的に行ってまいります。同時に、クリエイターと連携し、錦江町の農
--	---

	産物や地域資源を活用した新たな商品開発にも着手してまいります。 サテライトオフィス誘致につきましては、現在多種多様な企業が5社進出し、錦江町の課題解決に向けた取組がまさに始まったところです。町内農産物の加工品の海外に向けた販路開拓や、都市部でのIT企業の困り事を地方で解決するための取組などにより、雇用の場が生まれ、移住やふるさとへのUターンがどんどん進んできておりますので、このような企業との連携をより一層深め、新たな事業の創出や付加価値を生み出せるような活動を行ってまいります。 特定健診受診率、がん検診受診率の向上による健康増進につきましては、平成20年度より、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームを対象とした特定健康診査・特定保健指導が保険者に義務づけられました。錦江町では、制度開始以来、特定健康診査実施計画をもとに、様々な取組を行っており、令和4年度には、国の目標値である60%以上達成しろ、64.8%の受診率となっています。 今後も、広報、受診勧奨等の取組を行い、メタボリックシンドローム及びそれに伴う各種生活習慣病の発症や重症化の予防を図ってまいります。併せて、我が町の死因の第1位である「がん（悪性新生物）」につきましても、傷病別医療費で最も高い状況となっておりますことから、同様の取組を強化してまいります。 子育て世帯が住みなれた地域で安心して子育てができるように、来年度から鹿児島県土木事務所跡地に、1戸建ての住宅10棟の子育て支援住宅の建築に着手し、若い世代の町内定住を図ってまいります。 教育費の負担軽減につきましては、令和7年度から、新たに小中学校の学校教育に係る各種教材費、修学旅行のバス代等の補助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、高校生以上を対象とした「でんしろう奨学金制度」も継続してまいります。 ふるさと納税につきましては、町の取組や理念、寄附金の使い道などに共感してくださる方々との関係を深め、関係人口の創出・拡大を図ることを目的に取り組んでまいります。また、返礼品事業者と協力し、町の魅力を発信するとともに、町内の経済効果の向上につながるよう努力してまいります。 次に、2番目の子どもの元気についてですが、教育につきましては、まず小学校の統合の件がございます。統合校へ移る児童が安心して学校生活を送れるように児童同士の交流を含め、様々な対応策を考えているところです。また、児童生徒が主体的に学ぶ学習を進めることで、知育・徳育・体育の充実を図り、学力向上はもとより、たくましい心の育成に努めてまいります。
--	---

	保育園留学、親子山村留学につきましては、町外・県外の児童生徒と日常的に交流することで、多様な文化や考え方に触れ、幅広い交友関係を築けるようにしてまいります。さらには、保育園留学から親子山村留学へつなげていくことで、将来における交流人口の創出を目指してまいります。 オンラインによる交流学习につきましては、学校間の遠隔授業やテレビ会議等を行うことで、児童生徒同士が幅広い考え方に触れ、お互いの思考力を高めるとともに、多くの友達と触れ合う機会を創出します。 キャリア教育につきましては、児童生徒の職業感、勤労感を育み、自立した人生感を養うとともに、限られた地域資源の中で「じぶんゴド」として課題を認識し、その課題に挑戦できる世界基準の人材を育成するため、各年代に応じた教育を実施してまいります。 また、南大隅高校生を連携した動画作成、幼少期における STEAM 教育なども引き続き実施し、子どもたち 1 人一人が自分らしく学べる機会をつくってまいります。 公営塾につきましては、引き続き無料とし、児童生徒の家庭学習の補完、基礎学力の向上を目指すとともに、A I 教材を導入することで、自分らしく学べる個別最適化を図ってまいります。 英語教育につきましては、ALT（英語指導助手）、AEA（英語活動支援員）を配置し、外国人とのコミュニケーション能力を高めたり、外国の文化や言語を直接学んだりする学習を推進していきます。 また、夏休みを利用して、小中学生を対象としたイングリッシュデイキャンプを実施し、より楽しく活動的に英語に触れる機会を設けます。 さらには、中学校生徒の英語検定料を全額補助し、中学卒業までに英検 2 級合格者を 2 名以上輩出することを目指していきます。 児童生徒の健康につきましては、性に関する問題や喫煙・飲酒・薬物乱用、がん教育など、健康課題の解決に向けて、学校医や関係機関等との連携を図り、学校教育全体を通じた保健教育を推進します。 健康教育、予防接種の推進、歯科予防の充実につきましては、妊娠期から切れ目のない伴走型支援として、健康教室や乳幼児健診事業等、母子等に対しての心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる体制の確保を図ってまいります。 歯科予防の充実につきましては、赤ちゃんのうちから定期的に検診を受け、保護者の方が正しいブラッシング方法や適切な食生活について学ぶために、歯科医師等と連携し、歯科検診や教室を行い、虫歯予防に努めてまいります。 学校給食につきましては、安心安全な食材の使用や地場産物の積極的な活
--	--

	用を進めるとともに、地場産物購入費を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。 また、学校給食を活用し、栄養教諭を中核とした食に関する指導を行うことで、栄養バランスや食事の重要性など食に関わる資質や能力を高めていきます。 生活困窮・自殺対策につきましては、自分の居場所や人とのつながりを持つことができる、新たな支援拠点の整備に向け検討を行ってまいります。また、「錦江町自殺対策計画」に基づき、引き続き関係機関と連携し、自殺に追い込まれることがないまちづくりにも取り組んでまいります。 次に、3番目の高齢者・障がい者の元気についてですが、障害のある人が自立した生活を送れる環境整備につきましては、法に基づく国・県の支援施策を活用しながら、支え合う地域づくりのために基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、障がい者の特性に応じた相談支援体制の充実を図ってまいります。 また、様々な社会課題がのしかかり、「生きづらさや働きづらさ」を感じている障害のある方の一般就労への雇用促進も取り組んでまいります。 地域福祉の推進につきましては、複雑化・複合化する支援ニーズに対して、高齢者、障がい者、生活困窮者など、属性・世代を問わない重層的支援体制の構築を進めてまいります。また、いつまでも社会とのつながりを保ち、健康寿命を延ばすことによって、住み慣れた地域で生き生きと過ごせるように、「みんなの居場所づくり」も同時に進めていきます。 認知症対策につきましては、「認知症の方が生活しやすい錦江町」づくりを目指し、1番目に普及啓発、2番目に認知症カフェ、3番目にまちづくり、この3つの柱で取組を行ってきておりますが、引き続き町民有志の皆さんや事業者等と連携しながら、認知症フレンドリーコミュニティー構築に向けた取組内容の充実を図ってまいります。 また、認知症の方だけでなく、様々な立場の方々が利用しやすい環境を作り出すため、公共施設に設置されたトイレのユニバーサルデザイン化にも取り組むとともに、歩道が整備されている箇所、電動カーや高齢者・障害のある方などが安全に通行できるよう、歩道の勾配の緩和や段差の解消、傾斜の改善等により、誰もが安心して利用できる優しい歩道づくりについて関係機関にも要望してまいります。 地域公共交通につきましては、バス事業者の運転主不足等による路線バスの減便や廃止が続いておりますことから、高齢者や運転免許証を有しない交通弱者や高齢、高校生等が、買物、病院受診、通学での日常生活に支障を来さないよう、隣接市町とも連携しながら、公共交通の維持に努めてまいります。
--	---

	す。また、自動運転やライドシェアなど、新たな交通手段の検討も進めてまいります。 次に、4 番目の自然・環境の元気についてですが、まず、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じております。 また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されております。 このようなことから、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金を活用するなど、地域資源の適正な保全管理に係る共同活動を引き続き支援してまいります。 空き家対策につきましては、居住可能な空き家は「空き家バンク」への登録を呼びかけ、引き続き空き家の有効活用を図ってまいります。 また、空き家対策事業の一つであります、空き家解体撤去補助事業につきましては、令和 6 年度で事業終了する予定としておりましたが、新たに、令和 7 年度から 5 年間の事業延長を行うとともに、補助率及び補助上限額についても、近隣市町並みに引き上げましたので、引き続き危険空き家の所有者等への事業周知を図り、危険空き家の解体を進め、安心して快適な住環境整備に努めてまいります。 木育活動につきましては、昨年度、小学生を対象に、広葉樹を種子から育て植樹することを目指し、「どんぐりプロジェクト」を実施しました。令和 7 年度につきましては、川上から川下までの多くの関係者とともに植樹する機会を設けることとしております。 将来の地域農業のあり方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等について定めました「町内 15 の地域計画」につきましては、地域の皆様方や関係機関とのご協力により、策定することができましたことから、今後は地権者に働きかけを行うとともに、耕作者が経営しやすい環境を整え、農業委員会等の関係機関と協力し合いながら、目標達成に向けた取組を進めてまいります。 環境対策につきましては、家庭から生活排水による水質汚濁を未然に防止するため、合併浄化槽の設置促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。また、持続可能な循環型社会の実現のため、引き続きごみの分別収集や減量化を推進するとともに、新たに環境負荷の小さいペットボトルの水平リサイクルにも取り組んでまいりたいと考えております。 循環型社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの取組につきましては、田代支所に設置して整備しております木質バイオマス発電施設の安定稼働に努めるとともに、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に
--	---

	向け、エネルギーの地産地消や地域産業との連携、地域課題の解決や森林による二酸化炭素の吸収機能の増加など、自然環境との調和を図りながら、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。 水産業につきましては、磯焼けなどの海洋環境の悪化が問題になっておりますことから、「水産多面的機能発揮対策事業」による藻場造成に加え、新たに漁礁設置事業にも取り組み、漁場環境の整備にも努めてまいりたいと考えております。 廃棄物の資源化につきましては、循環経済の根幹をなすものであり、特に林地残材等の炭素固定につながる有効的な利用は、ゼロカーボンの実現に貢献できるものと考えておりますので、これからの有効活用についても検証してまいりたいと思います。 また、森林の持つ公益的機能の維持と、木材生産などの経済活動を両立させるためには、伐採、植樹、育林というサイクルを不断に行うことが重要ですが、高齢化等により管理が困難な森林所有者も多くいらっしゃいますことから、これらの森林を企業と連携して、植樹・育林するなど、新たな森林整備の手法も模索してまいります。 次に、5番目の地域の元気についてですが、地域ごとの生活支援を行う下駄履きヘルパー制度につきましては、現在活動している組織への継続的な支援を行うとともに、引き続き町民の方からのご意見をお聞きしながら、地域に応じた仕組みづくりを進めてまいります。 観光につきましては、本町の観光交流ゾーンである神川・花瀬エリアを中心に地域資源の魅力を発信しながら、観光地へのリピート来訪の促進に努めるとともに、観光施設の環境整備や安全対策を行い、多様化する利用者のニーズに対応したサービスの向上を図ります。併せて、町内の民間事業所等の協力をいただきながら、人と人をつなぐ拠点であるまちの駅を活用した、おもてなしの地域づくりを目指してまいります。 また、新たな観光戦略の取り組みとして、世界でも高い評価にある日本のアニメと観光地を関連づけた事業を展開し、フィルムツーリズムやインバウンドを見据えた取組で、関係人口、交流人口の創出に努めてまいります。 産学官の連携事業につきましては、引き続き、包括連携協定を点検締結しております大学や企業と協同し、特産品の開発や新たなマーケットの掘り起こしに向けた取組を行ってまいります。 肝属郡医師会立病院の再整備につきましては、建築工事の請負契約を本年1月に締結いたしました。これから約2年間という長い工事が始まりますが、近隣住民や周辺農地にご迷惑かけることがないように、また、安全対策にも十分注意しながら、令和9年2月の竣工に向け、引き続き南大隅町、医師
--	--

	会と連携してまいります。 道路整備などの公共事業につきましては、地域からの要望も多数寄せられているところでありますが、第3次総合振興計画や財政健全化との整合を図るとともに、緊急性や効率性等を考慮しながら、要望に応じてまいりたいと考えております。 令和3年3月に事業化が決定されました大隅縦貫道(吾平大根占田代道路)につきましては、南隅地域の産業や経済の活性化が期待されるとともに、医療や防災面からしても非常に重要な地域高規格道路でありますことから、本町としましても、県と協力しながら、用地交渉の加速化を図り、早期着手、早期完成に向けた取組を行ってまいります。 また、国道269号の城ヶ崎地区は、土砂災害における通行止めの交通規制が繰り返され、災害に強い防災道路の整備が喫緊の課題であるため、安心して信頼性の高い道路整備の実現に向け、引き続き湾岸道路整備について、国や県に要望を行ってまいります。 さらに、異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組むとともに、国・県道等の整備、河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携し、対策を講じてまいります。 防災につきましては、防災対策基本法に基づき策定された「錦江町地域防災計画」により、本町の防災・災害対策に関し、万全を期することにしております。 令和7年度におきましても、避難所資材を活用し、総災害を想定した避難所開設訓練や、小中学校の児童生徒及び自主防災組織等の防災教育も引き続き行うほか、災害時に必要な非常食のローリングストックも行い、常に必要な食数を確保してまいります。 また、防災行政無線等を活用し、適時的確な情報の発信に努めてまいります。 消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修を年次的に行い、地域住民の初期消火や消火訓練に活用しやすいよう整備を進めてまいりますとともに、令和7年度は消防ポンプ自動車1台の更新や、皆倉地区に防火水槽を新設するなど、消防力の充実強化を図ってまいります。 併せて、消防団員の確保と消防団活動の安定的な運営を図るため、消防自動車の運転に必要な免許費用の助成を行うなどの取組も行ってまいります。 防犯につきましては、高齢化が進み、独居老人世帯が多くなる中、地域間での見守りに対する脆弱性の軽減を図るため、関係機関との連携を図りながら対応してまいります。
--	--

	次に、国民健康保険についてですが、国民健康保険事業につきましては、昨年度策定した「第3期データヘルス計画」に基づき、医療費の削減や各種検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療、また、生活習慣病の重症化予防対策等の充実を図るなどし、今後も適正な財政運営に努めてまいります。 後期高齢者医療についてですが、後期高齢者医療事業につきましては、社会保障費や医療費の抑制を図るため、国保や後期高齢、介護部門との連携し、医療と介護の一体的な事業を行い、健康寿命の延伸と在宅で自立した生活が送れるよう、フレイルの予防対策を重点課題とした専門職による保健事業の展開を図ってまいります。 介護保険についてですが、介護保険事業につきましては、年々高齢化が進む中、「第9期介護保険事業計画」に基づき取組を推進し、介護予防、重度化防止、適切な介護サービスの安定的な事業の運営に努めてまいります。 地域包括支援センターにつきましては、高齢者の支援の一層の充実を図るとともに、高齢者が住みなれた地域で福祉・介護・医療を受けながら、いつまでも安心して生活ができるよう、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。 水道事業につきましては、水道事業につきましては、町民の皆様に安全で安心な飲料水を供給するため、施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態にも迅速に対応できるよう取り組むとともに、令和6年度から始まりました公営企業会計により、正確な財政状況、経営成績を把握し、健全な財政運営に努めてまいります。 併せて、上水道区域以外で地域住民が管理されております小規模水道施設に対し、維持管理に必要な経費を補助するなど、全ての町民が安定的に飲料水の確保ができるよう支援してまいります。 農業集落排水事業についてですが、農業集落排水事業につきましては、高齢化や過疎化により、加入戸数が徐々に減少しているものの、快適な住環境を支えるため、公共用水域の水質保全を図るとともに、適切な維持管理や施設の機能強化を図ってまいります。併せて、公営企業会計による安定的な財政運営にも努めてまいります。 以上、今後の行財政運営に対する私の基本的な考えを申しました。厳しい財政状況下ではありますが、町民の皆様の安心安全を守る施策に取り組むとともに、新たなニーズにも迅速に対応できる体制づくりと、町民の皆様の生活の質の向上に努めてまいります。 このため、絶えず事業の見直しを行い、課題に挑戦し続ける精神を忘れず、持続可能な財政運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
--	---

	町民の皆様並びに議員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。 以上、令和 7 年度の施政方針を申し上げます。議会の皆様におかれましては、予算案並びに関連する議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して議質疑を行います質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号の 7 議案については、議長を除く 11 名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 27 号、令和 7 年度錦江町一般会計予算について、議案第 28 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 29 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、議案第 31 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計予算について、議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 議案については、議長を除く 11 名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、17 日でありますので、申し上げます。
	散会 12 : 58